

パブリックコメントで寄せられたご意見における  
主な論点とその対応について

(第 4 回宮城県における復興祈念公園基本構想検討調査有識者委員会 資料)

平成 26 年 3 月 7 日

国土交通省 東北地方整備局 建政部

# パブリックコメントの実施概要

## ○募集期間

平成 26 年 2 月 12 日（水）～2 月 27 日（木）（2 週間）

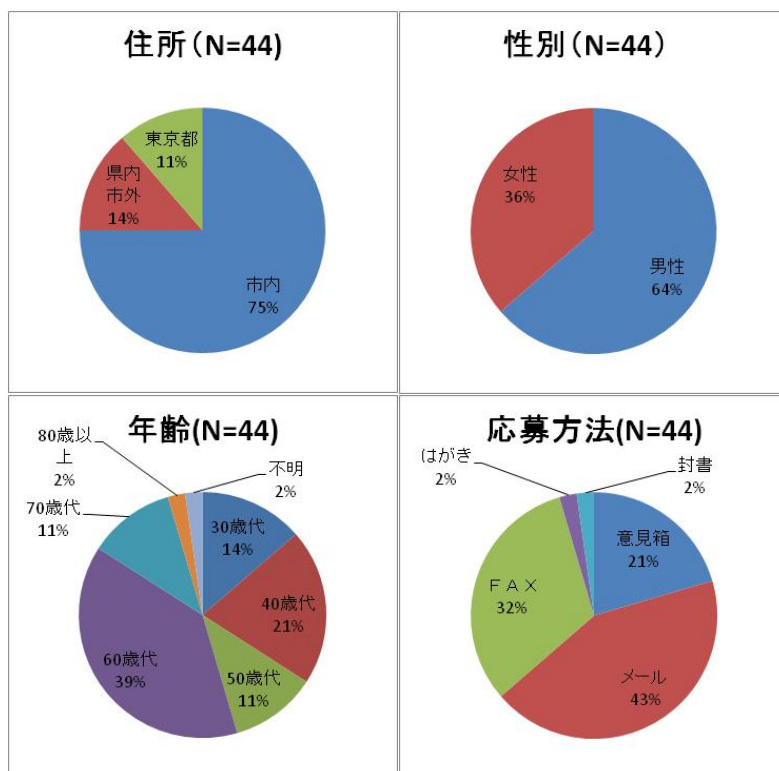
## ○募集方法

- ・ 意見箱（東北地方整備局、宮城県庁、石巻市役所に設置）
- ・ 郵送（はがき又は封書）
- ・ ファックス
- ・ 電子メール

## ○意見件数

- ・ 提出数：44 通

## ○意見をいただいた方々の属性



# 論点 1 復興祈念公園の必要性について

## 復興祈念公園に賛成する意見

- ・基本方針、空間構成の方針について特に意見はありません。とても素晴らしい計画だと思います。
- ・とにかくあの地域、そして石巻全体も日本一、世界一元気で楽しい場所になる事が鎮魂になり、旅立った人に安心して頂く事になると思う。
- ・南浜地区が追悼と鎮魂の地と生まれかわり、そして真の復興が成し遂げ、さらに未来に向かって震災の実情と教訓を後世に伝えていくという大きな使命を担う大切な公園として設置するこの構想に賛同し、一日も早い実現に大きな期待をしている。
- ・南浜地区を鎮魂の祈念公園として、次世代へ繋いでいくということはとても大切な意義のあることと思う。
- ・東日本大震災の人的被害最大県の宮城県、その最大被災としての石巻市、その石巻のなかでも特に被災密度の大きい地域である南浜町にこの祈念公園を計画することは大いに意義のあることと思います。
- ・石巻地域に限らず広く東日本一帯で震災の犠牲になられたすべての御霊を追悼する施設を、ここ石巻の地に造ることに賛成である。
- ・この場所を鎮魂と希望の聖地にしてほしい。
- ・この公園は、先ず死者の為に、遺族の為に、被災者の苦しみと悲しみを癒す為に造るべきだ。癒されて、生きることによって希望をもって立ち上がる為に造られるべきだ。今から未来へ、この心を伝える為に造られるべきと思う。
- ・世界に誇る祈りの場を造ることが重要。それにより日本人は賞賛を受け、利益を得られると思う。
- ・ここに来れば世代を越え、当時のこころ、思いに心をよせる事が出来る公園にする事が第一に大切なことだと思う。常に一般の人々が関わり続け、こころを親から子へと継承していける、こころ思いを継承していける、こころを大切にしたい公園にしてほしい。
- ・とにかく多くの人が集まって祈りを捧げる場所にしてほしい。避難道路を十分に建設して、年に一回3月11日に国を掲げて祈りを捧げるようにしたい。
- ・その地に亡くなられた方の思いと家を失った方の思いがあることを忘れずに作ってほしい。訪れた時に不快なことがないように特に配慮してほしい。
- ・この場所を教訓と伝承の場であると共に未来を担う次世代の教育の場として生かしてほしい。津波の恐ろしさを忘れないように、被害の深刻さと悲惨さを正しく伝えて欲しい。

- ・ボランティアも年々減少してきている現在にこのような構想案があることはとても素晴らしい事。「何をしたいのかわからない」といった方も少なくないなか、明白な切欠を作り出せるチャンスだと思う。

## 復興祈念公園に反対する意見

- ・財政状況も厳しい中、将来に向けて大きな負担を強いる「復興祈念公園」整備は、絶対に止めて欲しい。
- ・しよせんは単純な自然災害である。戦争のような複雑な出来事に比べれば、教訓の継承ははるかに容易である。関東大震災程度の記述が教科書にあれば、その教訓継承は可能である。
- ・大川小学校のように、公的な場所で大量の死者が出た事例を別にすれば、追悼は個人のレベルですればよい。
- ・私たちは、自分で住みたいと思った場所に住んでいるのである。それによって得られる利益も不利益も、各自が自分の責任で引き受けるべき。南浜町は放置すればよい。市が非可住地域と定め、公園化しようとしたことによって、地権者への保障をせざるを得なくなった。これも税金の使い方としては間違いであると思う。

## 論点

- ・復興祈念公園をこの石巻市南浜の地に整備することが必要か。

## 事務局の対応方針

- ・復興祈念公園の整備の必要性について、賛成する意見が多く見られた一方で、財政上の観点や、そもそもの必要性から反対する意見があったが、以下の理由の通り復興祈念公園が必要であると考え、基本構想は基本的に原案通りとする。

## 理由

- ・平成 23 年 5 月 10 日に東日本大震災復興構想会議が決定した復興構想 7 原則では、その原則 1 において、「失われたおびただし「いのち」への追悼と鎮魂こそ、私たち生き残った者にとって復興の起点である。この観点から、鎮魂の森やモニュメントを含め、大震災の記録を永遠に残し、広く学術関係者により科学的に分析し、その教訓を次世代に伝承し、国内外に発信する。」としており、「東日本大震災からの復興の基本方針」（H23.7.29 東日本大震災復興対策本部）においても、「地元発意による鎮魂と復興の象徴となる森や丘や施設の整備を検討する。」とされているところである。

- ・基本構想の基本理念にあるとおり、東日本大震災は広域にわたり甚大な被害が生じた未曾有の大震災であり、宮城県では全国の約6割となる1万1千人の方々が犠牲になり、石巻市は国内最大の約4千人の犠牲者が集中している。とりわけ南浜地区は、津波来襲後の火災もあいまって多くの方々が犠牲になった場所であり、東日本大震災の被害を代表する場所になっている。
- ・第1回委員会でも、特にこの南浜地区に復興祈念公園を整備することが必要であるという意見が多くあり、特に三浦委員からこの公園を整備したいという意見、また亀山委員から、市民の声としてこの場所の公園整備を求めるといった意見も出されている。よって、宮城県、石巻市からの発意に基づき、犠牲者の追悼や鎮魂、震災の教訓の伝承等の機能をもつ復興祈念公園をこの石巻市南浜地区に整備することが必要であると考えます。

## 論点2 「鎮魂」という言葉について

### 鎮魂の場とすべきという意見

- ・とにかくあの地域、そして石巻全体も日本一、世界一元気で楽しい場所になる事が鎮魂になり、旅立った人に安心して頂く事になると思う。（再掲）
- ・南浜地区が追悼と鎮魂の地と生まれかわり、そして真の復興が成し遂げ、さらに未来に向かって震災の実情と教訓を後世に伝えていくという大きな使命を担う大切な公園として設置するこの構想に賛同し、一日も早い実現に大きな期待をしている。（再掲）
- ・南浜地区を鎮魂の祈念公園として、次世代へ繋いでいくということはとても大切な意義のあることと思う。（再掲）
- ・この場所を鎮魂と希望の聖地にしてほしい。（再掲）

### 「鎮魂」の言葉を用いるべきでないという意見

- ・「鎮魂」は言葉として不適合である。誰の魂を鎮めなければならないのか。既に震災死亡者の葬儀は済んでいるのだから、死者の魂を鎮魂するというのはおかしい。

### 論点

- ・「鎮魂」という言葉を他の言葉（慰霊、供養等）に修正すべきか。

### 事務局の対応方針

- ・「鎮魂」について言葉としてふさわしくないという意見があったが、以下の理由のとおり、基本構想では原案の通り「鎮魂」という言葉を用いることとする。

### 理由

- ・平成23年5月10日に東日本大震災復興構想会議が決定した復興構想7原則では、その原則1において、「失われたおびただし「いのち」への追悼と鎮魂こそ、私たち生き残った者にとって復興の起点である。この観点から、鎮魂の森やモニュメントを含め、大震災の記録を永遠に残し、広く学術関係者により科学的に分析し、その教訓を次世代に伝承し、国内外に発信する。」としているところであり、これを受けた、「復興への提言～悲惨のなかの希望～」（H23.6.25 東日本大震災復興構想会議）や「東日本大震災からの復興の基本方針」（H23.7.29 東日本大震災復興対策本部）においても同様の用語が使われており、本構想はこれらをふまえたものとなっている。

- ・「鎮魂」という言葉は「魂を落ち着けてしずめること」の意義があり、既に犠牲者の葬儀が済んでいる以上言葉としてふさわしくないという意見もあったが、震災犠牲者の追悼と鎮魂がこの公園の最大の目的であることから、本構想では見直しをせず、原案の通り「鎮魂」という言葉を用いることとする。

## 論点3 「復興」 祈念公園という言葉について

### 「復興」 祈念公園という言葉を使うべきではないという意見

- ・公園の名称は、協議途中であっても、実際にできる場所を示すことになるので、大切に選んで使ってほしい。【東日本大震災追悼記念公園】と名付けることを希望する。2年経過しても亡くした家族は復興できない。公人が「復興」と叫ぶたびに遺族の心が痛んでいる。これが良い事だとは思えない。
- ・復興祈念公園という表現の判断が非常に難しいところであるが、少なくとも遺族の方々は未だ復興に対して前向きになっていない。そんな中で「復興」という言葉ばかりが先行してしまう状況に対して、未だ距離を図れずにいる。遺族の方々と前向きな方々の両者に通ずる表現であれば、議論に参加できうる幅が拡張できる。

### 論点

- ・基本構想において、復興祈念公園という言葉は修正すべきか。

### 事務局の対応方針

- ・復興祈念公園という言葉について、遺族の配慮のため言葉としてふさわしくないという意見があったが、以下の理由のとおり、基本構想では原案の通り「復興祈念公園」という言葉を用いることとする。

### 理由

- ・委員会では、この公園の役割として、復興のシンボルとしての役割に関する意見をいただいている（第2回 古藤野委員ほか）。また、市民シンポジウムでも、さまざまな意見があったが、涌井委員長に「犠牲者への鎮魂の思い」をベースに「石巻の復興」を誓い、その誓いの中から「持続的な未来への戦略」を発見していくとまとめている。
- ・この公園は、石巻市震災復興基本計画においては実施時期をH23～32としているが、この公園の完成時には石巻市の復興事業は相当進捗していると考えられる。その時点を見据えると、この公園は復興が成し遂げられた地域の姿を象徴的に示す役割ももつことから、ご遺族の方々への配慮は十分行う必要があるが、「復興」という言葉は使わずべきではないと考える。
- ・なお、「石巻市南浜地区復興祈念公園」という名称はあくまで仮称であることから、公園の名称については、事業実施段階で改めて検討していく。



## 論点4 祈りの対象としての「海」について

### 「海」を見えるようにすべきという意見

- ・鎮魂碑、慰霊塔は高台にし、海のみえるようにすべきである。鎮魂碑、慰霊塔は堅牢でシンプルなものでよい。

### 「海」が見えなくてもよい・祈りの対象とすべきでないという意見

- ・今、誰が海を眺めたいと望んでいるのか。震災第1世代は積極的に海を見たくなく、空を見上げたい。海は振り向けば見える程度でよい。
- ・津波が来襲した方向である「海」を意識することが重要とあるが、この表現は遺族の方々にとっては受け入れ難い表現であると思われる。海を祈りの対象としては設定しない方が望ましく、丘は「海」を意識するためのものではなく、あくまでも犠牲者への「祈り」の捧げるためにつくられるべきものだと考える。
- ・祈りに方向をつける事で、おそらく遺族の方々から敬遠される可能性があるかと思う。最大公約数はいったいどのような形となるのか。議論すべきポイントだと考える。
- ・前向きな方々と遺族の方々の両者に通ずるようするために丘はあくまでも・追悼を祈念するため・緊急時の避難場所として整備すると表現するのが好ましいと考える。結果的に山と海が見えるようになる事は問題ないが、それが祈りの対象となるのは望ましくないのではないかと思う。
- ・海を見るために丘を作ることには疑問を感じる。避難のための高い場所はすでに確保されているし、もともと南浜町や門脇地区からは海は全く見えなかった。

## 論点

- ・基本構想において「津波が来襲した海を意識する」という表現を修正すべきか。

## 事務局の対応方針

- ・「海」を祈りの対象とすべきでないという意見があったが、本構想においては「海」は重要なキーワードであることや、祈りの対象を「海」に限定するものではないため、原案の通りとする。

## 理由

- ・委員会では、石巻が海との関わりで生きてきた町であり、海がすばらしいものである一方で怖いものであるという意見（第2回 森山委員、古藤野委員、亀山委員）、祈

りの対象を海とする意見（第2回 涌井委員長）や、公園の丘は海が見える場所（第2回 亀山委員、古藤野委員）といった意見があった。

- ・これらの意見から、「海」はこの公園で重要なキーワードであり、この追悼と鎮魂の丘から「海」を望むこと、「海」を意識することは極めて重要であるので、修正は行わない。
- ・なお、この構想は祈りの方向を海に限定したり、祈りの対象を海と設定する趣旨ではない。

## 論点5 門脇小学校、日和山への避難について

### 門脇小学校から日和山への避難についての意見

- ・震災時には門脇小学校に避難し、さらにそこから日和山に避難したとあるが、門脇小学校にいた生徒と関係者は日和山に避難する事ができたが、門脇小学校へ避難してきた方々は、その後避難できた方と、避難できずに犠牲になられた方に分けられる。この表現は、全ての方々が避難できたと捉えられる可能性があり、誤解を生むと思う。
- ・門脇小学校の敷地内でも死者は出ており、門脇小学校は避難の安全モデルにはならないと思う。

### 論点

- ・基本構想の「門脇小学校に避難し、さらにそこから日和山へ避難した。」という記述を修正すべきか。

### 事務局の対応方針

- ・意見を受け、5. 空間構成の方針 環境と連携した教訓と伝承のうち、「門脇小学校に避難したが、さらにそこから日和山への避難を余儀なくされた。」と記述を修正する。

### 理由

- ・門脇小学校では、学校内の生徒は日和山に避難したものの、門脇小学校に避難した住民で犠牲になった方もいることから、誤解を招かないよう表現を修正する。

## 論点 6 慰霊碑や祈りの場について

### 慰霊碑や祈りの場に関する意見

- ・震災で犠牲になった方々の魂を慰め、生きた証を残すため、慰霊碑の下に亡くなった方の名簿を奉納して頂きたい。
- ・沖縄の平和祈念公園などを参考にした礎や祈念碑の設置を要望する。
- ・追悼の思いをよせる具体的な象徴として犠牲者の方の名前を刻んだ慰霊碑を建立してほしい。
- ・国と県の祈念公園であるので、宮城県内の震災で亡くなった人の氏名を刻んだ石碑を建立してほしい。
- ・追悼祈念の場所の中心には、宗教的な意味と形を造らなくても、「心を交わす交信の場・塔」と意味づけた造形が欲しい。
- ・深い緑の中に祈りの場である構造物が浮かび上がるような、ボルブドールのような祈りの場がほしい。
- ・「祈念」のための施設は、これまでこの地域に住んでいた方々が静かに花をたむけることができるような場とし、新門脇地区に住み続ける方々のくらしに配慮して、威圧感の無いものとしてほしい。
- ・鎮魂碑、慰霊塔は高台にし、海のみえるようにすべきである。鎮魂碑、慰霊塔は堅牢でシンプルなものでよい。（再掲）

### 論点

- ・基本構想において、慰霊碑や祈りの場の具体的な記述を追加すべきか。

### 事務局の対応方針

- ・慰霊碑や祈りの場に関する多くの意見をいただいたが、基本構想では慰霊碑や祈りの場に関する具体の記述の追加は行わないこととする。

### 理由

- ・委員会では、慰霊碑に関する意見（牛尾委員 第2回）もあったが、基本構想は、公園の整備や管理運営の基本的な方針であることから、個々の施設や、それらの具体的な考え方についてはまで記載するものではない。そのため、基本構想の変更は行わない。

- ・しかしながら、追悼と鎮魂の場の整備において、慰霊碑や祈りの場の具体の形やそのあり方は今後の重要な検討課題であることから、来年度以降の基本計画の検討にあたっての課題の一つとし、次年度に向けた本委員会の報告事項とする。

## 論点 7 津波の高さの表現について

### 津波の高さの表現について配慮すべきという意見

- ・津波の高さを追悼と鎮魂の丘のデザインに取り入れるとあるが、遺族の方々にとっては受け入れ難い表現かと思われるので、そういった方々にも配慮された表現としてほしい。
- ・意図的に建てる波の高さを表す支柱はストレスを増すだけのものでセンスが悪い。

### 論点

- ・基本構想において、「津波の高さについて、追悼と鎮魂の丘のデザインに取り入れる」という記述を修正すべきか。

### 事務局の対応方針

- ・追悼と鎮魂の丘で津波の高さを実感することはこの公園において重要なポイントであり、その方針は変わらないものの、意見を踏まえ 5. 空間構成の方針 (4) 空間の骨格 2) 教訓の伝承の場 において、「津波の高さについて、追悼と鎮魂の丘のデザインに取り入れることにより表現し」の記述を修正する。

### 理由

- ・委員会でも教訓の伝承は重要とする意見（第1回 今村委員ほか）、また追悼と鎮魂の丘で、津波の高さを表現することに関する意見（第3回 牛尾委員）もあり、追悼と鎮魂の丘は、津波の高さに立ち、あるいは麓から見上げることでその脅威を実感する役割を果たすものである。
- ・しかしながら、基本構想段階では施設の具体的なデザインまでは必ずしも求められるものではないため、意見を踏まえ記述を修正する。
- ・なお、追悼と鎮魂の丘において、津波の高さをどう表現するかについては、慰霊碑と同様今後の重要な検討課題であることから、来年度以降の基本計画の検討にあたっての課題の一つとし、次年度に向けた本委員会の報告事項とする。

## 論点 8 教訓の伝承と南浜の歴史や周辺環境の変化 について

### 地域の歴史や周辺環境とあわせて教訓を伝承すべきという意見

- ・被害の状況や教訓を伝承していくことが、それを伝える「環境」と別物になっては、その効果も減退すると考えられる。
- ・「門脇町・南浜町・雲雀野町における教訓を後世に伝承していく」という事は、古くから水害によって、被害を受け、そのためにそれを伝えるための祠や石碑などが建てられ、それが残っているという事実、そして門脇町・南浜町・雲雀野町の本来の原風景（湿地帯）が震災を機に、再表出した環境そのものを再評価し、学び合い、保全していく事だと考えている。
- ・周辺と連携した実情と教訓の伝承とあるが、「周辺」という表面的な表現ではなく、周辺のみならず、それを構成している自然、風土、生態系などを含めた総合的な視点の「環境」としてはどうか。

### 論点

- ・基本構想の教訓の伝承の箇所、地域の歴史や環境変化についての記述を追加するべきか。

### 事務局の対応方針

- ・意見を受け、3. 基本方針（2）被災の実情と教訓を構成に伝承する において、「かつては砂浜や湿地であり人家がほとんどなかったこと」、「現在がれきが撤去され湿地も出現していること」、「この地のこれまでの歴史や震災後の環境変化とともに（教訓を伝承する）」趣旨を追加する。
- ・また、5. 空間構成の方針 環境と連携した教訓と伝承 において、「環境」を「周辺環境」とし、歴史や環境変化の記述を追加する。

### 理由

- ・委員会で、震災による環境の変化についての意見（第1回 今村委員）もいただいております。教訓の伝承には、この地のこれまでの歴史や、地盤沈下に伴い出現した湿地も重要な役割を果たすと考えられるため。

## 論点 9 復興の象徴の場としての杜づくりについて

### 杜づくりの意味に関する意見

- ・「杜をつくる」という事が重要なのではなく、そこで門脇町・南浜町・雲雀野町本来の自然・風土・歴史などを尊重し、保全する中で、「いのちの大切さ」や「自然の尊さ」、人の「絆」を学んでいくための、手段として、杜づくり、植樹活動が必要であり重要だと考える。
- ・年齢、所属を問わず多くの人々が植樹をとおして生命を生み出していく活動は、かけがえのない数多くの人命を失ってしまったこの地だからこそなお意味のあることだと思う。各地・各国の植樹をすることで、個人レベルの取組に加え、自治体や国レベルで震災の伝承や防災への取組の魂魄をこの地に止めることになれば、国・世界が一体となった自然災害への取組の一つの象徴にもなると思う。
- ・遺族や犠牲者への感情に配慮し、「追悼の象徴」としての説明を加えてはどうか。

### 論点

- ・基本構想の杜づくりの箇所に、杜づくりの意味の記述を追加するべきか。

### 事務局の対応方針

- ・意見を受け、杜づくりの目的として、3. 基本方針 (3) 復興の象徴としてメッセージを国内外に発信する において、「自然への敬意や、犠牲者への追悼の思いとともに、人々の絆をつむぐために」の記述を追加する。

### 理由

- ・委員会で、杜づくりについての意見（第3回 古藤野委員）も出されているが、基本理念にある通り、杜づくりそのものが目的ではなく、杜づくりを通して、犠牲者への追悼や、自然への畏敬への思いとともに、人々の絆をつむいでいくことがこの公園の目的であることから、記述を追加する。